

## 保育教諭等人材確保事業

### ① 拡充の趣旨

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼保連携型認定こども園では、保育士資格と幼稚園教諭免許状を併有した「保育教諭」が必置（5年間の経過措置有）となった。

平成27年度から対象資格の取得及び更新を支援するため当事業を実施しており、特定教育・保育施設のみ本事業の対象（私学助成の幼稚園は対象外）としていたが、平成31年度においては、私学助成の幼稚園についても認定こども園への円滑な移行に配慮し、「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」に関して対象を拡充し要求するもの。

### ② 概要及び拡充項目

項目	概要	対象(現行)	対象(拡充後)
保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	幼稚園免許を有するものに対し、保育士資格を取得に係る受講料等の経費を補助	認定こども園又は認定こども園への移行を予定する特定教育・保育施設	認定こども園又は認定こども園への移行を予定する特定教育・保育施設及び私学助成の幼稚園
保育教諭確保のための幼稚園免許状取得支援事業	保育士資格を有するものに対し、幼稚園教諭免許状を取得に係る受講料等の経費を補助		変更なし
幼稚園教諭免許状更新経費補助事業	幼稚園免許を有するものに対し、有効期間の更新に係る受講料等の経費を補助		変更なし
保育所等保育士資格取得支援事業	保育士資格を有しない保育従事者に対し、保育士資格を取得に係る受講料等の経費を補助	保育所、認定こども園及び認定こども園への移行を予定する幼稚園（特定教育・保育施設に限る。）	変更なし

### ③ 効果

私学助成の幼稚園から認定こども園への移行促進に繋がり、保育の必要な子どもの受け皿の確保が期待される。